

審 査 基 準

令和3年3月22日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第8条第2項(第4条第2項の規定による届出の場合に限る。)
処 分 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第4条第2項（営業内容の変更の届出） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続） 質屋営業法施行規則第12条（許可証の書換への申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線3426）
備 考：